

「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正（外国為替証拠金取引における  
為替リスクに関するストレステストの継続的实施関係）に関する  
パブリックコメント募集の結果について

平成 29 年 5 月 30 日  
一般社団法人 金融先物取引業協会

本協会では、「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正（外国為替証拠金取引における  
為替リスクに関するストレステストの継続的实施関係）に関して、平成 29 年 4 月 12 日  
から平成 29 年 5 月 8 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

その結果、当該期間に寄せられたご意見等は特にありませんでしたので、別紙のとおり、  
当該規則を一部改正することといたします。当該改正規則は、平成 29 年 10 月 1 日付で施  
行となります。

以 上

本件に関するお問い合わせ  
総務部  
03-5280-0881

「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正  
 (外国為替証拠金取引における為替リスクに関するストレステストの継続的实施関係)  
 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条から第25条の4 (略)</p> <p>(外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備)</p> <p><b>第25条の4の2</b> 会員は、外国為替証拠金取引を行う場合、自己における為替変動による損失発生リスクを適正に管理するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p><b>2</b> <u>前項の基準には、自己における為替変動による損失発生リスクに関するストレステストの継続的な実施及びその結果の取締役会その他の機関への報告に関する事項を含めるものとする。</u></p> <p><b>3</b> 会員が店頭外国為替証拠金取引を行う場合、<u>第1項の基準には、カバー取引（金商業府令第94条第1項第1号に規定するカバー取引をいう。以下同じ。）を行う場合におけるその発注方法及び執行基準その他のカバー取引の実施に係る事項を含めるものとする。</u></p> <p><b>4</b> 会員は、第1項の基準の遵守状況を定期的に確認するものとする。</p> <p><b>5</b> 会員は、前項の確認を行った場合、その記録等を作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。</p> <p><b>第25条の4の3 (以下略)</b></p> <p><u>附則 この改正は、平成29年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u></p> <p><u>第25条の4の2第2項及び第3項を改</u></p>	<p>第1条から第25条の4 (略)</p> <p>(外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備)</p> <p><b>第25条の4の2 (略)</b></p> <p>(新設)</p> <p><b>2</b> 会員は、店頭外国為替証拠金取引を行う場合、<u>前項の基準には、カバー取引（金商業府令第94条第1項第1号に規定するカバー取引をいう。以下同じ。）を行う場合におけるその発注方法及び執行基準その他のカバー取引の実施に係る事項を含めるものとする。</u></p> <p><b>3</b> 会員は、<u>外国為替証拠金取引を行う場合、第1項の基準の遵守状況を定期的に確認するものとする。</u></p> <p><b>4</b> 会員は、前項の確認を行った場合、その記録等を作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。</p> <p><b>第25条の4の3 (以下略)</b></p>

正し、第2項から第4項を1項ずつ繰り下げ、第2項を新設。